

旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律

(平成一七年六月一日法律第五五号)

一、提案理由(平成一七年三月三日・衆議院外務委員会)

町村国務大臣 ただいま議題となりました旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案について御説明いたします。

近年、旅券の不正取得や偽変造等の旅券犯罪が増加し、組織的な密入国などの組織犯罪にこれらの旅券が使用されているほか、国際テロリストによる不正旅券の使用も懸念され、旅券の不正取得や不正使用等に適正かつ厳格に対処する必要があります。また、国際社会においても、昨年シーアイランド・サミットで渡航の安全性向上に関する行動計画が合意されるなど、旅券犯罪を防止し渡航の安全性を向上させるために、各国が協調して取り組むよう求められています。

この法律案は、以上に述べた状況にかんがみ、旅券犯罪や不法な出入国の防止を強化し、渡航の安全を向上させ、海外に渡航する国民の便宜を図るため、旅券法等の一部を改正するものであります。

次に、この法律案の主要点について御説明申し上げます。

改正の第一は、電磁的方法による記録を行った旅券の導入であります。

国際民間航空機関が定める国際規格に準拠した、生体情報を搭載した旅券を導入することとし、旅券の名義人の写真及び身分事項の一部を電磁的方法により記録した旅券を発給することができることとしました。

改正の第二は、紛失または焼失した旅券の失効制度の導入及び旅券の再発給制度の廃止であります。

現在は、紛失または焼失した旅券は、当該旅券にかわる旅券が再発行等されない限り失効しないこととなっていますが、紛失等した旅券の悪用防止を強化するため、紛失または焼失の届け出があった旅券は、当該旅券にかわる旅券の再発行等の有無にかかわらず失効させることとしました。これに伴い、紛失等した旅券の効力を継承する旅券を再発行する現行の再発給制度を廃止することとしました。

改正の第三は、旅券法の罰則の整備であります。

増加、深刻化する旅券犯罪に的確に対処し、また、国連国際組織犯罪防止条約を補足する密入国議定書の国内的実施を担保するため、旅券の不正取得、不正行使等の罪に係る刑の引き上げ、偽造旅券等を譲り渡し、譲り受け、所持等した者の処罰、営利目的事犯の加重処罰、これらの罪の未遂の処罰を行うこととしたものであります。

改正の第四は、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の整備であります。

先ほど申し上げた密入国議定書の国内的実施を担保するため整備する旅券法上の罪を、同議定書の規定に従い、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の犯罪

収益等隠匿罪等の前提犯罪に加えることとしたものであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。何とぞよろしく御審議をお願いいたします。

どうもありがとうございました。

二、衆議院外務委員長報告（平成一七年四月一九日）

赤松広隆君 ただいま議題となりました旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、旅券犯罪や不法な出入国の防止を強化し、渡航の安全を向上させ、海外に渡航する国民の便宜を図るため、所要の措置を講じるものであり、その主な内容は、

電磁的方法による記録を行った旅券を導入すること、

紛失または焼失した旅券の失効制度を導入するとともに、旅券の再発給制度を廃止すること、

旅券法の罰則を整備すること、

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律を整備すること

等であります。

本案は、去る三月八日の本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、外務委員会に付託されました。

本委員会におきましては、三月三十日町村外務大臣から提案理由の説明を聴取し、四月十五日質疑を行い、引き続き採決を行いました結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院外交防衛委員長報告（平成一七年六月三日）

林芳正君 ただいま議題となりました旅券法等の一部を改正する法律案につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、旅券の不正取得や偽造、変造等の旅券犯罪に対処し、併せて海外に渡航する国民の便宜を図るため、旅券の名義人の写真等を電磁的方法により記録したいわゆるＩＣ旅券を発給できるようにすること、紛失又は焼失した旅券の失効制度を導入すること、旅券法の罰則を強化すること、旅券法の罪を組織的犯罪処罰法の犯罪収益等隠匿罪等の前提犯罪に加えること等を内容とするものであります。

委員会におきましては、ＩＣ旅券の導入の目的と生体情報に顔画像を採用した理由、ＩＣ旅券への切替え発給に係る手数料の徴収について負担が重複する結果となる問題、米国の査証免除に係る新制度とＩＣ旅券の導入の関係、ＩＣ旅券に係る個人情報の保護等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、旅券手数料の徴収の在り方について論議されたこと等を踏まえ、政府に対し、ＩＣ旅券導入期限の延長に関して米国に強く働き掛けること、米国が期限等を変更しない場合、ＩＣ旅券への切替え発給に係る手数料の減額が行えるよう所要の措置をとることを求める附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一七年六月二日）

政府は、本法の施行に関して、次の事項を実現するために適切な措置を講ずるべきである。

- 一 米国が査証免除国に求めている本年十月二十六日のＩＣ旅券の導入期限の延長を米国に強く働きかけること。
- 二 米国が期限等を変更しない場合、本年十月二十六日以後ＩＣ旅券発給開始の日の前日までに発給された旅券を所持する者が、一定の期間内に当該旅券をＩＣ旅券へ切り替える際の手数料については、その減額が行えるよう所要の措置をとること。

右決議する。